- ・ 論点1 フェアユース適用の是非の検討
  - 第1要素(使用の目的)
    - 肯定
      - 166あるJava APIから37を選択している。
      - 再実装されたコードと組み合わせることでスマートフォンにおける動作環境を実現している。
      - 新たに記述したmethod, classおよびパッケージと組み合わせた。
    - ・否定
      - AndroidにおけるAPIとJavaプラットフォームにおけるJava APIの目的・機能は同一である。
      - Java SEは既にスマートフォンにおいて利用されている。
      - 著作物の一部を選択したことだけをもって、変容的とはいえない。
  - 第2要素(使用される著作物の性質)
    - 肯定
      - Declaring CodeとSSOは、機能的な考慮がその設計を占めるため、保護の程度は低い。
    - ・否定
      - Declaring CodeとSSOは、著作権保護に値するほどに十分に創作的である。

#### - 第3要素(使用された部分の量及び実質性)

- 肯定
  - 互換性を確保するために必要最小限である37のAPIパッケージのみ複製している。
- ・否定
  - 必要最小限(170行)以上のコード(11,500行)を複製した。

#### - 第4要素(市場への影響)

- 肯定
  - Androidは、Javaの市場であるデスクトップパソコンおよびノートパソコン市場に損害を与えていない。
  - Java APIのすべては、ゆるやかなGPL ver.2の条件下で「Open JDK」という名称の無償 オープンソースとして提供されていた。

#### 否定

- Androidは、Javaの市場であるデスクトップパソコンおよびノートパソコン市場に損害を与えていない。
- Oracleは現にスマートフォンに対してもJava SEをライセンスしようとしている。

#### ・ 論点2 ソフトウェア開発実務の視点からの検討

- 開発の観点から、SSOやDeclaring Codeを保護する必要性があるか。
- Java APIのSSOやDeclaring Codeがデファクト・スタンダードとなったことは保護の必要性を高めるか、減殺するか。
  - 「ソフトウェア開発者はJava APIを利用することに慣れているので、Java APIを利用することは、Java利用者のためにもなる。」とのロジックは妥当か。
- 本件で複製されたJava APIが「Open JDK」(OSS)として提供されていた事実は、APIの保護の必要性を高めるか、低めるか。
- フェアユースのような一般権利制限規定はソフトウェア開発にとってどのような影響を与えるか。
  - 納期や予算が限られている中で工数を減らすためにグレーな部分のリスクを取るか、不明確性があるからリスクを回避する方法をとるか。

- ・ 論点3 比較法の視点からの検討
  - 改正著作権法の下で本件はどのように判断されることが予想されるか。 http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h30 hokaisei/pdf/r1406693 02.pdf
    - ・ 新30条の4
      - 次に掲げる場合<u>当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合</u>には、<u>必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず</u>、利用することができる。
      - ただし、<u>著作権者の利益を不当に害する場合</u>はこの限りではない。
      - ① 著作物利用に係る技術開発・実用化の試験
      - ②情報解析
      - ③ ①②のほか、人の知覚による認識を伴わない利用
    - 「享受」に向けられた利用行為に該当するか。
    - 「必要と認められる限度」といえるか。
    - 「著作権者の利益を不当に害する場合」にあたるか。

## ゼミ生等によるコメントサマリ

#### 【ゼミ生等によるコメントサマリ】

- GoogleによるJavaの使用が本当に問題なのであれば、OracleがSunを買収する前であるSunの時代から訴えていたのではないか(Sunの時代は訴えていなかったが、Oracleに買収されてから訴えたということはどのような理由からなのか考える必要もあるように思われる)
- 今回は第1ラウンドのCAFCにおいて、APIの著作物性が認められたことを前提に議論したが、フェアユース適用の是非について検討する前に、そもそもAPIは著作物性を認められるのかについて検討する必要があるのではないか(実際、当時も学者の多くは著作物性が認められたことに否定的であり、Method of operationに該当するため著作物性なしとすべきという意見が多かった)
- アメリカでは、今までフェアユースかどうかの判断はたくさん行われてきているが、まだアメリカの中で確立されていないのではないか →今後、技術革新にどのように対応していくのか考える必要があるように思われる
- フェアユース第4の要素の判断においては、CAFCでは市場への影響があるとしているため、その影響の大きさを考慮すると、このままの判決で進んだ場合Googleの損害額は大きくなるのではないか(アメリカには法定損害賠償制度があるため、Androidの台数を考慮すると多額になる可能性あり)
- 今回のケースを現行法だとどのように判断されるのかという点や、改正著作権法の30条の4における「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」に、今回のAPIは含まれるのかという点については、今後も考える必要があるように思われる